

令和3年度
定期監査報告書
(2)

鳥取市監査委員

目 次

◎定期監査報告書（２）	．．．．．	1
都市整備部	都市企画課	．．．．． 4
	交通政策課	．．．．． 7
	中心市街地整備課	．．．．． 10
	都市環境課	．．．．． 13
	道路課	．．．．． 18
	建築指導課	．．．．． 21
	建築住宅課	．．．．． 24

- (注) 1 文・表中の金額は、千円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。
2 指数は、小数点以下第2位を四捨五入した。
3 会計年度任用職員は、会任と表記した。

令和3年度定期監査報告書（2）

第1 監査の対象

1 対象部局

- (1) 都市整備部 ①都市企画課
②交通政策課
③中心市街地整備課
④都市環境課
⑤道路課
⑥建築指導課
⑦建築住宅課

2 対象期間

令和3年4月1日から同年8月31日まで

○前回の定期監査対象期間 平成30年4月1日から同年9月30日まで
(平成30年度実施)

第2 監査の実施

- 1 実施期間 令和3年10月11日から同年11月24日まで
2 聴取日 令和3年11月24日

第3 監査の方法等

本監査は、監査対象部署から関係書類の提出を求め、これを通査するとともに、重点項目を設定し、関係書類の確認並びに説明の聴取を行う等の方法により実施した。

第4 監査の結果

1 結果

監査の結果は、おおむね適正に処理されていることを認めた。

指摘事項は後述のとおりであり、今後の改善を求めるものである。

なお、地方自治法第2条第14項及び15項に示す観点においても、特段不合理なものは見られなかった。

また、事務処理上の軽易な過誤等については、注意事項として文書により、またはその都度、関係者に対し指示・注意を行った。

【指摘事項】

(交通政策課)

1 一括調定について (収入)

私人への徴収委託に係る歳入については、会計規則上、一定の期間の調定をとりまとめ、当該期間の末日から5日以内に財務会計システムに登録することができることと規定されているにもかかわらず、気高循環バス使用料及び自転車保管手数料について、これを大きく超過して登録しているものがみられた。このことは前回の定期監査でも注意事項としていたものである。事務改善を徹底されたい。

(鳥取市会計規則第12条の2)

(道路課)

2 道路占用料について (収入ほか)

道路占用料について、次の問題点がみられた。いずれも前回・前々回の定期監査において指摘事項又は注意事項としていたものである。適切な事務処理をされたい。

(1) 前年度以前からの継続占用に係る占用料について、鳥取市道路占用料徴収条例第6条第2項の規定に沿わず年度の始めに前納徴収されていないものがあること。

(鹿野町総合支所産業建設課、河原町総合支所産業建設課所管分)

(2) 道路占用許可書の作成において、公印審査を受けることなく、道路課所管の公印を使用しているものがあること。

(鳥取市道路占用料徴収条例第6条第2項、文書取扱規程第31条、第32条)

3 現金の取り扱いについて (その他)

コピー代の収納につき、平成31年2月17日付けで会計規則第64条第2項による会計管理者の承認を受けていたものの、収納の日の翌日から起算して7日を経過した日後に入金処理されている例が散見された。これは前回・前々回の定期監査において注意事項としていたものである。適切な事務処理をされたい。

(鳥取市会計規則第64条)

4 公文書の取り扱いについて (文書管理)

契約締結後、支出負担行為書の内容に誤りがあったことが判明し再起案したため、修正前の支出負担行為書は不要であるとして破棄していた。その際、既に締結していた契約書については内容に変更がないことから、そのまま有効なものとして取り扱った結果、当該契約書の締結について決裁された文書が不存在となっている。

これは、当該契約書が、適正な事務手続きを経た後に締結されたものであるという証拠を失ったことになり、その真正性に影響を及ぼす事態である。

また、文書取扱規程別表第3項第2号に「許可、認可、契約書等で重要なもの」は5年保存文書とされていることから、不適切である。

本件の重大性を認識し、再発防止に努められたい。

(鳥取市文書取扱規程別表第3項第2号)

5 予算執行に係る事前審査について (支出)

(1) 予算執行に係る書類の事前審査制度において、行財政改革課及び出納室への事前審査の対象費目となっている委託料(鳥取市道路維持IT管理業務)が、契約始期等から約1か月経過して支出負担行為何が出納室に届けられていた。

契約の始期からこのように経過している案件を遡って起案することは、事前審査制度を形骸化する事務処理であり認められない。当該制度の趣旨を尊重し、適切な時期に起案して審査・合議の決裁を受けるよう事務処理を徹底されたい。

(2) 予算執行に係る書類の事前審査制度において、行財政改革課及び出納室への事前審査の対象費目となっている委託料(一般国道9号と交差する市道(賀露陸橋)の定期点検等)につき、出納室から支払条件が不明などの契約書記載事項の不備を指摘され、審査未了で差し戻されているにもかかわらず、何ら修正等をしないまま契約を締結していた。これは、当該制度の趣旨に反する行為であり、厳に慎まれたい。

6 適切な随意契約事務の執行について (契約)

一般廃棄物処理委託(市道草刈受入処分代)及び建設廃棄物処理委託につき、鳥取県が作成した土木工事施設設計単価表のみをもって6号随意契約を締結することはできない。

これは、他の事業者の受注機会を奪うことにつながることとなり、随意契約制度の趣旨に反するものである。適切な事務処理をされたい。

(地方自治法施行令第167条の2、鳥取市契約規則第21条の2)

7 適正な文書管理について (その他)

道路課公用車リース(鳥取480き8098)につき、4月分の請求書が原本ではなくコピーが保存されていた。文書取扱規程別表第3項第3号に「出納に関する帳簿類で決裁の終わったもの」は5年保存文書と規定されており、請求書は原本を保存するのが通例である。

また、本監査時点において、契約書等の出納に関する重要文書が簿冊につづられていない事例が散見された。適正な文書管理をされたい。

(文書取扱規程別表第3項第3号等)

◆都市企画課

当課は、課長以下 13 人（うち会任 3 人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課 長・ 課長補佐	主査・係長 ・主幹	職 員	
[都市企画課] 課 長 (本務次長) 課長補佐	[事業調整係] (課長補佐兼) 係 長 主 幹 1 人	主 事 1 人 事務員 (会任) 2 人	○国土強靱化地域計画に関する事 ○災害協定に関する事 ○国、県に対する要望に関する事 ○各種団体等との連絡調整に関する事 ○各種建設期成同盟会に関する事 ○山陰新幹線等超高速鉄道に関する事 ○指名選定委員会及び指定管理者選考委員会に関する事
	[都市計画係] 主査兼係長 主 査 1 人	主 任 2 人 主 事 1 人 技 師 1 人 事務員 (会任) 1 人	○都市計画マスタープランに関する事 ○都市計画審議会に関する事 ○都市計画法による建築等の制限及び許可に関する事 ○バリアフリーマスタープランに関する事 ○都市再生整備計画に関する事 ○南北線都市計画事務に関する事 ○景観法(景観形成条例)に関する事 ○景観形成審議会に関する事 ○街なみ環境整備事業に関する事 ○屋外広告物条例に関する事

○前回監査以降の体制の異動

- ・都市計画係：4人→7人（R3.4に以前の都市環境課景観緑化係の事務が一部移管）
- ・新たな業務：山陰新幹線等超高速鉄道に関する事、バリアフリーマスタープランに関する事、南北線都市計画事務に関する事、景観法（景観形成条例）に関する事、景観形成審議会に関する事、街なみ環境整備事業に関する事、屋外広告物条例に関する事

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
使用料及び手数料	手数料	土木手数料	5,523	1,950	1,940	10	99.5	屋外広告物許可申請手数料等
国庫支出金	国庫補助金	土木費国庫補助金	2,577	0	0	0	-	地域公共交通確保維持改善事業
	交付金	土木費交付金	(11,959) 12,959	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(-) -	社会資本整備総合交付金
諸収入	雑入	雑入	20	18	18	0	100	
市債	市債	土木債	(88,100)	(0)	(0)	(0)	(-)	急傾斜地崩壊対策事業等
			280,800	0	0	0	-	
計			(100,059) 301,879	(0) 1,968	(0) 1,958	(0) 10	(-) 99.5	

(注) () は繰越明許費で内数。

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・土木手数料 2件
- ・雑入 2件

(2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
土木費	土木管理費	土木総務費	191,300	86,197	80,398	45.1	42.0	土木積算システム管理費等
	河川費	河川総務費	(39,080) 160,098	(0) 525	(0) 372	(0) 0.3	(0) 0.2	急傾斜地崩壊対策 県営事業負担金等
		都市計画費	都市計画総務費	(110,417) 158,554	(103,575) 125,544	(28,720) 50,689	(93.8) 79.2	
			街路事業費	(39,294) 124,294	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
計			(188,791) 634,246	(103,575) 212,266	(28,720) 131,459	(54.9) 33.5	(15.2) 20.7	

(注) () は繰越明許費で内数。

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・報償費 1件
- ・需用費 1件
- ・委託料 7件
- ・使用料及び賃借料 4件
- ・工事請負費 2件
- ・負担金、補助及び交付金 13件

2 財産管理事務

(1) 公有財産

ア 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用について一部抽出し、使用許可申請書、使用許可書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切 手

保管郵便切手と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

ウ 現 金

つり銭用現金とつり銭保管状況報告書を突合したところ、金額は符合し、適正に管理されていた。

◆交通政策課

当課は、課長以下6人（うち会任1人、派遣を除く）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課 長・ 課長補佐	主 幹	職 員	
[交通政策課] 課 長 課長補佐	主 幹 1人	主 任 1人 主 事 1人 事務員 (会任) 1人	○生活交通創生ビジョンに関する事 ○地域公共交通網形成計画に関する事 ○100円循環バスに関する事 ○乗合タクシーに関する事 ○市有償運送に関する事 ○鳥取港、鳥取空港に関する事 ○放置自転車に関する事 ○自転車駐車場に関する事 ○高校生通学費助成事業に関する事
(派遣) 主 査 1人			鳥取港振興会

○前回監査以降の体制の異動

- ・職員1人増
- ・新たな業務：生活交通創生ビジョンに関する事、高校生通学費助成事業に関する事

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位:千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入 未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
使用料 及び 手数	使用料	総務 使用料	3,469	1,414	1,399	15	99.0	駐車場使用料、有償運 送バス使用料等
	手数料	総務 手数料	168	45	56	△ 11	124.4	自転車保管手数料
県支出金	県補助金	総務 補助金	45,319	10,327	0	10,327	0	市町村内バス等支援補 助金等
	交付金	総務 交付金	1,000	0	0	0	-	市町村創生交付金
財産収入	財産運用 収入	利子及 び配 当金	333	0	0	0	-	
諸収入	雑入	雑入	0	238	238	0	100	ゆめぐりエクスプレスバス 運行協議会解散に伴う返 還金
市債	市債	総務債	29,900	0	0	0	-	過疎対策事業債
計			80,189	12,024	1,694	10,331	14.1	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・総務使用料 9件 うち、指摘番号1にかかる事項1件
- ・総務手数料 1件 うち、指摘番号1にかかる事項1件
- ・総務費県補助金 2件
- ・雑入 2件

(2) 歳出

(単位:千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
総務費	総管理 務費	企画費	18,966	10,985	10,080	57.9	53.1	鳥取空港の利用を促 進する懇話会負担金 等
		交 通 対 策 費	(1,497) 392,289	(1,497) 180,386	(1,497) 69,155	(100) 46.0	(100) 17.6	100円循環バス運 行費負担金等
土木費	港湾費	港 総 務 費	4,699	3,910	3,345	83.2	71.2	鳥取港振興会補助 金等
計			(1,497) 415,954	(1,497) 195,281	(1,497) 82,580	(100) 46.9	(100) 19.9	

(注) () は繰越明許費で内数。

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・報償費 1件
- ・旅費 1件

- ・ 需用費 6 件
- ・ 役務費 2 件
- ・ 委託料 7 件
- ・ 使用料及び賃借料 5 件
- ・ 負担金、補助及び交付金 26 件

2 財産管理事務

(1) 公有財産

ア 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用について、使用許可申請書、使用料減免申請書、使用許可書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

イ 施設の管理

指定管理施設（鳥取市営鳥取駅高架下第1自転車駐車場及び鳥取市営鳥取駅高架下第2自転車駐車場）について、基本協定書、事業計画書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切 手

保管郵便切手と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

◆中心市街地整備課

当課は、課長以下7人（うち兼務1人、会任1人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織		主 査	職 員	主 な 事 務 分 掌
課 長・ 課長補佐				
[中心市街地整備課]				
課 長 課長補佐		主 査 (兼) 1人(※1)	主 任 2人 主 事 1人 地域おこし協力隊 (会任) 1人 (※2)	○鳥取駅周辺賑わい創出事業に関する事 （SQプロジェクト含む） ○旧島根銀行鳥取支店跡地活用に関する事 ○まちなかデジタルサイネージの運用に関する事 ○鳥取市中心市街地活性化基本計画に関する事 ○遊休不動産利活用推進事業に関する事 ○街なか居住推進事業に関する事 ○鳥取駅前太平線再生プロジェクトに関する事

※1 都市企画課都市計画係主査が兼務。

※2 地域おこし協力隊（会任）は8月31日で退職。

○前回監査以降の体制の異動

- ・職員1人減
- ・新たな業務：旧島根銀行鳥取支店跡地活用に関する事、まちなかデジタルサイネージの運用に関する事

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入 未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
国庫支出金	国庫補助金	商工費 国庫補助金	3,333	0	0	0	-	中小企業経営支援等 対策費
県支出金	県補助金	土木費 県補助金	666	0	0	0	-	空き家利活用推進事 業補助金
財産収入	財産運用 収入	財産貸付 収入	1,538	1,539	0	1,539	0	普通財産土地及び建 物(弥生にぎわい拠点 施設用地)貸付料等
諸収入	雑収入	雑収入	600	0	0	0	-	広告料収入等
計			6,137	1,539	0	1,539	0	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・財産貸付収入 2件

(2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
総務費	総管 理	務費 企画費	10,001	7,561	4,604	75.6	46.0	街なか居住推進事業、遊 休不動産利活用推進事業
商工費	商工費	商工業 費振興費	(6,160) 54,316	(6,160) 35,610	(5,316) 19,756	(100) 65.6	(86.3) 36.4	まちなかデジタルサイネー ジ設置業務、市民交流 ホール運営費補助金等
土木費	都計 画	市費 都市計 画費	45,313	23,983	21,407	52.9	47.2	鳥取駅前太平線賑わい創 出事業
計			(6,160) 109,630	(6,160) 67,154	(5,316) 45,767	(100) 61.3	(86.3) 41.7	

(注) () は繰越明許費で内数。

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・需用費 1件
- ・役務費 4件
- ・使用料及び賃貸料 3件
- ・委託料 8件
- ・負担金、補助及び交付金 9件

2 財産管理事務

(1) 公有財産

ア 普通財産の貸付

普通財産の貸付について一部抽出し、借受申請書、契約書等関係書類を通査したところ、適正に処理されていた。

(2) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切 手

保管郵便切手と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

◆都市環境課

当課は、課長以下 15 人（うち会任 2 人）で構成している。組織及び事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課 長・ 課長補佐	主査・係長 ・主幹	職 員	
[都市環境課] 課 長 (本務次長) 課長補佐	[管理係] (課長補佐兼) 係 長	主 任 1 人	○公有財産の管理に関すること ○指定管理者制度に関すること ○殿ダム事業に係る連絡調整に関すること ○市営片原駐車場に関すること ○土地区画整理事業に関すること
	[河川係] 主査兼係長 主 幹 1 人	主 任 (再) 1 人 技 師 2 人 事務員 (会任) 2 人	○水質汚濁防止に関すること ○準用・普通河川工事等の調査設計及び 工事監督に関すること ○公共土木施設災害復旧事業及び河川災 害復旧工事に関すること ○治水対策に関すること ○樋門等の維持管理に関すること
	[公園係] 係 長 主 幹 1 人	主 任 (再) 1 人 技 師 2 人	○指定管理者制度に関すること ○鳥取市協働による芝生化の取り組みに関 すること ○都市公園及び公共空地等の整備・維持 管理に関すること ○開発行為等に係る技術的指導及び帰属 に関すること

○前回監査以降の体制等の異動

- ・職員 2 人減（R3.4 の組織改編により景観緑化係がなくなり、都市企画課へ事務移管）
- ・新たな業務：特になし。

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 一般会計

ア 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収 入 未済額	収入率	説 明
款	項	目	(A)	(B)	(C)	(B)-(C)	(C)/(B)	
使用料及び 手数料	使用料	土木使用料	7,375	5,386	5,085	301	94.4	公園使用料等
	手数料	総務手数料	0	1	1	0	100	証明手数料
国庫支出金	国庫補助金	災害復旧費	(22,899)	(22,899)	(0)	(22,899)	(0)	災害復旧事業費
		国庫補助金	81,595	22,899	0	22,899	0	
国庫支出金	交付金	土木費 交付金	42,500	0	0	0	-	社会資本整備総合交付金
	県補助金	土木費 県補助金	17,900	0	0	0	-	花と緑のまちづくり 支援事業補助金
県支出金	委託金	土木費 委託金	920	0	0	0	-	県道、河川管理道等 管理費
	財産運用 収入	利子及び 配当金	6	0	0	0	-	基金積立金利子
繰入金	繰入金	基金繰入金	7,268	0	0	0	-	殿ダム水源地域対策 基金繰入金
諸収入	受託事業 収入	樋門管理受 託事業収入	34,005	6,288	4,029	2,259	64.1	樋門管理受託事業収 入
	雑入	雑入	6,535	72	52	20	72.2	オアシス広場販売収 入等
市債	市債	土木債	(18,600)	(0)	(0)	(0)	(-)	公園整備事業等
			238,500	0	0	0	-	
		災害復旧債	(11,500)	(0)	(0)	(0)	(-)	災害復旧事業
	106,300	0	0	0	-			
計			(52,999)	(22,899)	(0)	(22,899)	(0)	
			542,904	34,646	9,167	25,479	26.5	

(注) ()は繰越明許費で内数。

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・土木使用料 3件
- ・災害復旧費国庫補助金 1件
- ・樋門管理受託事業収入 1件
- ・雑入 2件

イ 歳 出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明	
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)		
衛 生 費	他会計繰出	水道事業 会計へ繰出	9,697	0	0	0	0	水道事業会計繰出 金	
土 木 費	土木管理費	土木総務費	74,883	42,802	33,418	57.2	44.6	殿ダム対策費等	
	河 川 費	河川総務費	(18,700)	(11,733)	(11,730)	(62.7)	(62.7)	普通河川改良事業 費等	
			299,032	169,814	41,160	56.8	13.8		
	都市計画費	都市計画費	都市計画 総務費	62,312	20,434	17,490	32.8	28.1	街なみ環境整備事業 費等
			都市公園 整備費	(10,440)	(0)	(0)	(0)	(0)	公園整備事業費等
			公園管理費	108,031	30,230	26,356	28.0	24.4	都市公園等管理費 等
他会計繰出	土地区画整理 費特別会計へ 繰出	257,112	237,661	120,884	92.4	47.0	土地区画整理費特 別会計繰出金		
災害復旧費	災害復旧費	公共土木 災害復旧費	(34,484)	(29,309)	(1,568)	(85.0)	(4.5)	災害復旧費	
		194,610	29,309	1,568	15.1	0.8			
計			(53,184)	(41,042)	(13,298)	(77.2)	(25.0)		
			1,050,341	530,250	240,876	50.5	22.9		

(注) () は繰越明許費で内数。

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・需用費 6件
- ・役務費 1件
- ・委託料 25件
- ・使用料及び賃借料 4件
- ・工事請負費 3件
- ・備品購入費 1件
- ・負担金、補助及び交付金 4件

(2) 土地区画整理費特別会計

ア 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
繰入金	一般会計繰入金	一般会計繰入金	44,664	0	0	0	-	一般会計繰入金
繰越金	繰越金	繰越金	2	5,982	5,982	0	100	前年度繰越金
諸収入	保留地 払下収入	保留地 払下収入	6,343	0	0	0	-	千代水第二地区保留地払下収入等
	雑入	雑入	10	11	11	0	100	事業用地使用料
計			51,019	5,993	5,993	0	100	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・雑入 1件

イ 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
区 整 理 費	千代水第二 土地区 整理費	区画整理 事業費	6,354	204	97	3.2	1.5	保留地処分事務経費等
公 債 費	公 債 費	元 金	40,079	694	0	1.7	0	長期借入金元金償還金
		利 子	4,585	25	0	0.5	0	長期繰入金利子償還金
予 備 費	予 備 費	予 備 費	1	0	0	0	0	予備費
計			51,019	923	97	1.8	0.2	

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・委託料 2件

2 財産管理事務

(1) 公有財産

ア 財産の使用許可事務等

財産の使用許可事務等について一部抽出し、使用許可申請書、使用料減免申請書、使用許可書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

イ 財産の貸付

財産の貸付について一部抽出し、借受申請書、契約書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

ウ 施設の管理

指定管理施設について一部抽出し、基本協定書、年度協定書、物品使用貸借契約書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

◆道路課

当課は、課長以下 46 人（うち会任 4 人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課 長・ 課長補佐	主査・係長 ・主幹	職 員	
課 長 課長補佐	[道路課] [管理係] (課長補佐兼) 係 長 主 幹 3 人	主 任 2 人 主任(再) 1 人 主 事 3 人 事務員 (会任) 3 人	○市道認定(新規・変更・廃止)に関すること ○統合型GISシステムに関すること ○道路台帳整備に関すること ○除草に関すること ○事故賠償・施設事故賠償に関すること ○道路アダプト、道路愛護に関すること ○除雪業務に関すること ○市道等占用許可事務に関すること ○街路灯、防犯灯の管理事務に関すること ○開発行為及び区画整理に関する協議等の業務
	[新設改良係] 係 長 主 幹 2 人	主 任 1 人	○補助事業の許認可申請に関すること ○道路及び都市計画街路事業の調査設計等及び工事監督に関すること ○所管事業に係る用地取得等に関すること
	[維持第一係] 係 長 主 幹 1 人	主 任 2 人 技 師 1 人	○道路改修事業に関すること ○市道施設の修繕計画に関すること ○バリアフリー点検に関すること ○公共土木施設災害復旧事業に関すること
	[維持第二係] 主査兼係長	主 任 1 人 技 師 2 人	○道路改修事業に関すること ○市道施設の修繕計画に関すること ○通学路に関すること ○公共土木施設災害復旧事業に関すること
	[中央道路管理センター] 所 長 主 幹 2 人	主 任 5 人 主任(再) 3 人 事務員 (会任) 1 人	○道路パトロールに関すること ○道路維持・補修に関すること ○除雪に関すること
	[南道路管理センター] 所 長	主 任 2 人	○不法投棄物等の回収、処分に関すること ○犬・猫等動物の死体処理に関すること
	[西道路管理センター] 所 長	主 任 2 人 主任(再) 1 人	○除草に関すること

○前回監査以降の体制の異動

- ・職員2人増（うち会任1人）
- ・新たな業務：特になし。

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収 入 未済額	収入率	説 明
款	項	目	(A)	(B)	(C)	(B)-(C)	(C)/(B)	
使用料及び 手数料	使用料	土木使用料	57,241	38,087	37,604	483	98.7	道路占用料等
	手数料	総務手数料	80	43	41	2	95.3	土地境界立会証明 手数料等
国庫支出金	国庫補助金	災害復旧費	(10,816)	(0)	(0)	(0)	(-)	公共土木施設災害 復旧費補助金等
		国庫補助金	115,869	0	0	0	-	
	交付金	土木費 交付金	(114,793) 461,208	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(-) -	社会資本整備総合 交付金
県支出金	県補助金	総務費 県補助金	836	0	0	0	-	防犯灯設置促進事 業補助金
	委託金	土木費 委託金	(2,353) 9,103	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(-) -	県道除雪費
諸収入	雑入	雑入	2,650	495	25	470	5.1	自動車損害賠償保 険金等
市 債	市 債	土木債	(108,400)	(0)	(0)	(0)	(-)	地方道路整備事業 等
			426,100	0	0	0	-	
		災害復旧債	(5,500) 225,900	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(-) -	災害復旧事業
計			(241,862) 1,298,987	(0) 38,625	(0) 37,670	(0) 955	(-) 97.5	

(注) () は繰越明許費で内数。

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・使用料（道路占用料） 266件のうち、指摘番号2にかかる事項63件
- ・雑入 3件のうち、指摘番号3にかかる事項1件

(2) 歳 出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
土 木 費	道 橋 梁 費	道 路 橋 梁 総 務 費	15,869	9,465	1,567	59.6	9.9	事務費等
		道 路 維 持 費	(1,600)	(1,600)	(1,300)	(100)	(81.3)	職員費、道路補修業 務・工事費、緊急修繕 委託等
			848,761	473,311	196,085	55.8	23.1	
		道 路 新 設 改 良 費	(231,391)	(218,541)	(16,669)	(94.4)	(7.2)	道路改修工事費等
			909,610	541,524	88,879	59.5	9.8	
	交 通 安 全 施 設 事 業 費	19,570	13,293	280	67.9	1.4	交通安全施設設置工 事費等	
災 害 復 旧 費	災 害 復 旧 費	公 共 土 木	(16,316)	(12,179)	(4,639)	(74.6)	(28.4)	道路改修工事費等
		災 害 復 旧 費	363,450	12,584	4,639	3.5	1.3	
計			(249,307)	(232,320)	(22,608)	(93.2)	(9.1)	
			2,157,260	1,050,177	291,450	48.7	13.5	

(注) () は繰越明許費で内数。

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・ 需用費 15 件のうち、指摘番号4にかかる事項1件
- ・ 役務費 4 件
- ・ 委託料 23 件のうち、指摘番号5にかかる事項2件、指摘番号6にかかる事項2件
- ・ 使用料及び賃借料 8 件のうち、指摘番号7にかかる事項1件
- ・ 工事請負費 9 件
- ・ 原材料費 4 件
- ・ 備品購入費 8 件
- ・ 負担金、補助及び交付金 1 件
- ・ 補償、補填及び賠償金 1 件

2 財産管理事務

(1) 公有財産

ア 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用について一部抽出し、使用許可申請書、使用料減免申請書、使用許可書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

(2) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

◆建築指導課

当課は、課長以下 16 人（うち会任 3 人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課長・参事 ・課長補佐	主査・係長 ・主幹	職 員	
[建築指導課] 課 長 (本務次長) 参 事 (開発指導担当) 課長補佐	[審査係] (課長補佐兼) 係 長 主 幹 1 人	主 任 1 人 主 事 1 人 建築確認申請受付事務 (会任) 1 人	○建築物、工作物及び建築設備の建築確認、計画通知の審査・検査に関すること ○建築基準法の許可・認定及び承認に関すること ○長期優良住宅、低炭素建築物の認定に関する こと ○建築審査会に関すること ○鳥取市福祉のまちづくり推進事業に関する こと ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律のうち特定建築物の認定等に関する こと
	[建築指導係] 係 長 主 幹 2 人	主 任 2 人 空家対策受付事務 (会任) 1 人 事務員 (会任) 1 人	○建築行政指導及び相談に関すること ○特殊建築物及び建築設備の防災指導及び定期 報告に関すること ○違反建築物の指導取締りに関すること ○鳥取市耐震改修促進計画に関すること ○住宅・建築物耐震改修等事業に関すること ○道路位置指定、変更及び廃止に関すること ○がけ地近接等危険住宅建替え事業に関する こと ○土砂災害特別警戒区域等危険住宅建替え事 業に関する こと ○空家等対策の推進に関する特別措置法に基づ く措置に関する こと
	[開発指導係] 主査兼係長	主 任 1 人	○開発審査会に関する こと ○都市計画法に係る違反建築物等の監督処分に 関する こと ○市街化調整区域の建築許可に関する こと ○開発行為の許可、完了検査に関する こと

○前回監査以降の体制の異動

- ・職員 3 人増
- ・新たな業務：特になし。

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収 入 未済額 (B)-(C)	収入率 (C)/(B)	説 明
款	項	目						
使用料及び 手数料	手 数 料	総務手数料	100	58	57	1	97.4	証明願、開発登録簿原本 証明・完了告示の手数料
		土木手数料	8,300	3,669	3,603	66	98.2	建築確認申請手数料 開発行為許可申請手数料
国庫支出金	国庫補助金	土 木 費 国庫補助金	3,350	0	0	0	-	住宅費交付金 建築指導費交付金
	交 付 金	土 木 費 交 付 金	41,421	32,589	0	32,589	0	
県支出金	県補助金	土 木 費 県補助金	27,036	7,027	0	7,027	0	建築指導費補助金
諸 収 入	雑 入	雑 入	310	0	0	0	-	緊急措置に対する修繕費 本人負担分及び滞納督促 手数料【空家対策事業費】
計			80,517	43,344	3,660	39,684	8.4	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・総務手数料 1件
- ・土木手数料 2件
- ・土木費交付金（国庫） 1件
- ・土木費県補助金 1件

(2) 歳出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行為額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
土 木 費	土木管理費	建築指導費	204,611	65,126	47,674	31.8	23.3	職員費、事務費等
	都市計画費	都市計画 総務費	526	70	64	13.3	12.2	開発審査会委員 報酬、事務費等
計			205,137	65,196	47,738	31.8	23.3	

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・使用料及び賃借料 2件
- ・委託料 1件
- ・負担金、補助及び交付金 4件

2 財産管理事務

(1) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管理されていた。

◆建築住宅課

当課は、課長以下 26 人（うち会任 4 人）で構成している。組織及び主な事務分掌は次表のとおりである。

組 織			主 な 事 務 分 掌
課 長・ 課長補佐	主査・係長 ・主幹	職 員	
[建築住宅課] 課 長 課長補佐 2人	[住宅係] (課長補佐兼) 係 長 主 幹 1人	主 任 1人 主 事 2人 滞納家賃徴収員 (会任) 3人 公営住宅管理受付事務 (会任) 1人	○住宅政策、住宅の管理全般に関する事 ○課内の庶務、予算・決算に関する事 ○市営住宅の悪質滞納者の訴訟に関する事 ○市営住宅の家賃の決定・収納・徴収に関する事 ○管理代行県営住宅の管理及び家賃の徴収に関する事 ○住宅管理システムに関する事 ○定期借地権付土地分譲事務に関する事 ○住宅セーフティネット事業に関する事 ○サービス付き高齢者向け住宅事業に関する事 ○家賃証明書等の諸証明に関する事
	[住宅建設係] (課長補佐兼) 係 長	主 任 2人 技 師 1人	○施設の建設全般に関する事 ○市有建物(主に市営住宅等)の営繕及び評価に関する事 ○市営住宅・管理代行県営住宅・共同施設の修繕・保守管理に関する事 ○公営住宅等ストック総合改善事業に関する事 ○市営住宅管理業務等の民間委託に関する事 ○サービス付き高齢者向け住宅事業の登録審査に関する事
	[施設建設係] 主査兼係長 主 幹 1人	主 任 3人 技 師 2人	○市有建物(主に市営住宅等及び教育委員会に属するものを除く)の営繕及び評価に関する事 ○市営住宅及び管理代行県営住宅の修繕に関する事。 ○東部広域行政管理組合所有建物の営繕に係る設計、施工監理に関する事
	[学校建設係] 係 長	主 任 1人 技 師 3人	○市有建物(主に教育委員会に属するもの)の営繕及び評価に関する事 ○市営住宅及び管理代行県営住宅の修繕に関する事

○前回監査以降の体制の異動

- ・職員：住宅係1人増（会任）
- ・新たな業務：特になし。

今回の監査は、主として予算執行事務、財産管理事務について実施した。

1 予算執行事務

(1) 歳入

(単位：千円・%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収 入 未済額	収入率	説 明
款	項	目	(A)	(B)	(C)	(B)-(C)	(C)/(B)	
使 用 料 及 手 数 料	使 用 料	土 木 使 用 料	433,234	265,947	145,560	120,387	54.7	市営住宅等家賃、駐車場使用料等
	手 数 料	総 務 手 数 料	30	11	11	1	92.1	各種証明書発行手数料
国 庫 支 出 金	交 付 金	土 木 交 付 費 金	109,851	0	0	0	-	社会資本整備総合交付金
県 支 出 金	県 補 助 金	土 木 県 補 助 費 金	2,633	0	0	0	-	住宅セーフティネット補助金
	委 託 金	土 木 委 託 費 金	10,837	4,714	4,714	0	100	県営住宅管理費
財 産 収 入	財 産 運 用 収 入	財 産 貸 付 収 入	4,109	1,190	1,017	173	85.4	市営住宅等土地貸付料
諸 収 入	雑 入	雑 入	8,547	97	6,450	△ 6,353	6619.6	市営住宅等退去修繕等
市 債	市 債	土 木 債	185,900	0	0	0	-	公営住宅建設事業債
計			755,141	271,960	157,752	114,208	58.0	

歳入予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・土木使用料 7件
- ・総務手数料 1件
- ・土木費委託金 1件
- ・財産貸付収入 4件
- ・雑入 4件

(2) 歳 出

(単位：千円・%)

科 目			予算現額 (A)	支出負担 行 為 額 (B)	支出済額 (C)	執行率		説 明
款	項	目				(B)/(A)	(C)/(A)	
総務費	総管理費	財産費	28,213	17,402	17,265	61.7	61.2	定期借地権付土地分譲事業費
土木費	住宅費	管理費	228,733	85,213	69,151	37.3	30.2	市営住宅維持管理事務費、管理代行県営住宅管理費等
		公営住宅建設費	294,819	165,539	9,900	56.1	3.4	ストック総合改善事業費等
計			551,765	268,154	96,316	48.6	17.5	

歳出予算執行について一部抽出し、関係書類等により確認した状況は次のとおり。

- ・需用費 14 件
- ・役務費 2 件
- ・委託料 15 件
- ・使用料及び賃借料 1 件
- ・工事請負費 4 件
- ・公有財産購入費 2 件
- ・負担金、補助及び交付金 8 件

2 収入事務

(1) 市営住宅使用料

ア 収入未済の状況

収入未済の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円・%)

区 分		令和3年度（8月末現在）				
		調定額 (A)	収入済額 (B)	不納 欠損額 (C)	収入未済額 (A)-(B)-(C)	収納率 (B)/(A)
現年度分	家賃分	164,098	135,470	0	28,628	82.6
	若者向け 賃貸住宅使用料	3,288	0	0	3,288	0
	駐車場使用料	5,261	4,326	0	935	82.2
	電柱等使用料	663	663	0	0	100
	小計	173,310	140,459	0	32,851	81.0
滞 繰 越 分	家賃分	91,548	4,957	0	86,592	5.4
	駐車場使用料	1,088	144	0	944	13.2
	小計	92,637	5,101	0	87,536	5.5
計		265,947	145,560	0	120,387	54.7

イ 徴収の状況

総合支所分を含め月初に調定を行い、納期を月末として納付書を発送している。
未納者に対しては翌月の中旬頃（納期より 20 日前後）に督促状を発送し、会計
年度任用職員 3 名による電話での督促や訪問徴収等に努めていた。

3 財産管理事務

(1) 公有財産

ア 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用について一部抽出し、使用許可申請書、使用料減免申請書、
使用許可書等関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

ア 普通財産の貸付

普通財産の貸付について一部抽出し、借受申請書、契約書等関係書類を調査した
ところ、適正に処理されていた。

(2) 物 品

ア 備 品

現品を一部抽出し、備品整理簿と照合したところ、適正に管理されていた。

イ 切手類

保管郵便切手類と郵便切手類受払簿を突合したところ、計数は符合し、適正に管
理されていた。

ウ 現 金

つり銭用現金とつり銭保管状況報告書を突合したところ、金額は符合し、適正に
管理されていた。